㈳富山問屋センター
富山流通会館

富山流通会館使用規定

１．使用目的	・富山流通会館は、地域経済の振興と流通業界の発展を目的とした展示会、会議等にご利用できます。
２．申込	・お申込みは使用月の６ヵ月前の初日より受付けます。 ・利用申請書にご記入の上、お申込み下さい。 ・申請者の都合でご使用をお取消しの場合キャンセル料をお支払いいただきます。 ・使用申込みの取消しは利用申請書を組合事務局（以下事務局）にご返還いただいた日に確定致します。
３．使用料	・使用料は、基本料、超過料の他に、冷暖房料、土日祭日料、管理料、光熱水器料、附属設備使用料等があります。 ・基本料、超過料　料金表のとおり ・冷暖房料　基本料及び超過料の２０％相当額 ・土日祭日料　〃　２０％　〃 ・管理料　土、日、祭日利用の場合　大ホール　11,000 円／日　中ホール　6,600 円／日 大中ホールを除く各室　無料 ・光熱水器料　使用実績 ・附属設備使用料　料金表のとおり ・その他　展示会等による搬出入時の使用料は、基本料の５０％相当額とします。
４．使用の取消し キャンセル料	・使用日の２ヶ月前まで無料 ・使用日の２ヶ月を過ぎ１ヵ月前まで使用料の１０％相当額 ・使用日の１ヶ月を過ぎ１０日前まで使用料の３０％相当額 ・使用日の１０日を過ぎ２日前まで使用料の５０％相当額 ・使用日の前日及び当日、全額
５．使用承認の取消し	・次の場合においては使用の承認を取消し、またはその使用を停止することがあります。これに伴い生じた損害について組合は責任を負いません。 ・申込記載内容と異なって使用した場合 ・会館管理上または公益確保のため支障のおそれがある場合 ・建物または器具を毀損するおそれのある場合 ・災害その他の不可抗力によって、施設の利用が困難となった場合 ・国及び地方公共団体からの要請等に基づく場合
６．利用期間及び時間	・通常１月４日より１２月２９日まで午前９時より午後９時までとします。土日祝祭日および時間外の延長を希望される場合は別途料金をいただきます。組合が定めた日、施設点検・工事などで利用できない場合もあります。 ・時間外使用はあらかじめ事務局の承認を得て下さい。
７．管理責任	・各室の利用期間中、火災、盗難等による展示品その他の物品の損害について、組合は保管の責任を負いませんので、保険等は使用者にてご考慮願います。使用者が過失により火災等を発生させた時はその損害を弁償していただきます。 ・会場内の秩序の維持、来場者の整理等は使用者が責任をもって行って下さい。建物や附属設備を破損された場合はその損害を弁償していただきます。
８．各室への入退室	・使用者または設営業者が準備や開催のために入室する場合は利用申請書を組合職員（以下職員）に提示して下さい。開扉致します。室を退室するときは職員と室内を点検後閉扉致します。この際、開閉記録に立会者が確認のうえ、サインをして下さい。この記録により時間外使用料の計算を行ないます。
９．展示品等の搬出入	・展示品等の搬出入は全てあらかじめ事務局の承認を得て、指示のもとに行なって下さい。
10．臨時電力使用	・使用者が通常の照明以外に電力の使用を必要とするときはあらかじめ事務局の承認を得て下さい。 ・臨時電力を使用した場合、実費使用料をいただきます。
11．臨時ガス・ 給排水設備使用	・使用者がガス・給排水設備の使用を必要とするときはあらかじめ事務局の承認を得て下さい。 ・臨時ガス・給排水設備を使用した場合所定の料金をいただきます。
12．広告物の掲示	・会館内に看板その他広告等を掲示されるときはあらかじめ事務局の承認を得て下さい。 ・屋外看板については、取付位置及びサイズが規定されておりますので、事務局とお打合せ下さい。
13．電話	・大・中ホールについては、臨時電話機として館外へ通話が可能ですが、ＮＴＴへ申し込む必要がありますので、ご使用の際はあらかじめ事務局へご連絡下さい。
14．飲食	・各室内でのお食事、お飲物、パーティ等での持ち込みはあらかじめ事務局の承認を得て下さい。
15．火気使用	・火気の持ち込みは禁止してあります。やむをえず使用される場合はあらかじめ「火気使用願」を提出し承認を得て下さい。 ・消防署等へ届出が必要な場合は事前に手続きをお済ませ下さい。
16．緊急避難路	・各室よりの避難通路及び消火用具はあらかじめご確認の上、関係者に周知徹底願います。
17．清掃	・各室使用期間中及び使用者の清掃と後片づけはすべて使用者が責任をもって行ない、会場は原状に復してご返還明渡しをお願いします。梱包材料、その他残物はすべて持ち去って下さい。 ・使用後、床面の汚損がある場合、床洗い、ワックス塗りの費用を請求させていただきます。
18．駐車場	・会館正面及び西側に当会館専用駐車場を確保してありますので、長時間駐車の際は特にご利用下さい。
19．その他	・音響施設及び附属設備をご使用の場合はあらかじめ事務局までお申出下さい。備品の料金は別途定めるところです。 ・冷暖房ご使用や申込時間を超過の場合は別途規定料金をいただきます。 ・設営業者は原則として当組合の推薦する業者とします。 尚、お客様のご都合により当組合推薦以外の業者を使用される場合は、その都度「装飾設営に関する誓約書」をその業者よりお預かり致します。 ・会館内は禁煙となっております。屋外の喫煙室をご利用ください。